

を修むるの結果は、婦人として欠点多き者を出すに到るのである」

（『女子道』第五十一号、明治四十四年）

- 33 山口県の神職の女子教育並びに教化活動については、宮崎宏視「教導職廃止以後の教化活動―山口県における神道教化の流れ（二）」（前出）、宮崎宏視、同（三）『山口県神道史研究』六（山口県神道史研究会、一九九四）を参照。
- 34 『女子道』改刊百三十号（通巻一九二）掲載の御籤広告には「▲神道宣伝の絶好資料▼道に忠実なる方は此御御籤紙を用ゐて深刻に敬神志想を宣伝せられよ 神道訓話 敬神標語入 神教御籤」とある。

注 史料の引用にあたっては、漢字を通行のものに改め、読み仮名を省略するなど表記の一部を改めた箇所がある。

付記、本稿執筆に際し、二所山田神社 前宮司宮本公胤氏、周南市美術博物館 学芸課長森重祥子氏にご支援ご教示賜りました。ここに記して深謝申し上げます。

\*本稿は、日本思想史学会（二〇一三年度大会パネルセッション「思想史としてのおみくじ」の報告に基づくものであり、科学研究費（基盤研究C）「社会調査法に基づく寺社における御籤・神籤に関する思想史を中とした総合研究」（研究代表：大野出）の成果の一部である。

（本学非常勤講師）

20 女子文芸学舎については、高山秀嗣「女子教育と近代仏教教団―女子文芸学舎を中心にして―」（『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』二四、二〇〇八）等参照。

21 「令女教会開設の旨趣」（二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集』第五卷、本願寺出版教会、一九七八）には、教会発会の主旨として「全く方今社会に重用せらるゝ、文明の根本を養成せんと欲する為にして、彼の外貌のみに傾きたる粉飾塗抹の文明に非ずして、自ら其意を淨ふする道義徳行の本体を養ひ、内外表裏相全ふする真の文明、すなはち人の本分を完ふせんことを要する為に設けたるものであります。」とある。その他、令女教会については、「令女教会開設の概旨」（『千代田学園の歴史』史料編第二卷、一九九五）を参照。

22 「島地黙雷全集」第二卷。  
 「女学校設立の急務」（『島地黙雷全集』前出）冒頭には「教育の人類に必要ななる今更喋々を要せず。殊に女子教育の必要なるは、婦人は必ず人の妻室となり、母堂となりて子女教育を担任し、即ち小児慣習の生起する所、家庭言動の由来する所、すべて婦人の懐中膝下より生出する者なれば、婦人教育の有無は世間風俗の良否、国家文明の進退に關係する固より尠少の事に非ず。」とある。

23 三条教則では「敬神愛国」「天理人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」が説かれる。島地黙雷を中心とする明治初期の宗教行政については、阪本是丸「近世・近代神道論考」（弘文堂、二〇〇七）、小川原正道『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』（慶応義塾大学出版会、二〇〇四）を参照。

24 「三条教則批判建白書」（安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』（日本近代思想大系五、岩波書店、一九八八）所収）には、「今本邦ノ神ヲ以テ説ントスルニ、昔事何人カ之ニ勞事シ、亦何人カ教ヲ立ツルヤ。（中略）若夫レ天神地祇、水火草木、所謂八百万神ヲ敬セシムトセバ、是欧州兒童モ猶賤笑スル所ニシテ、草荒未開、是ヨリ甚シキ者ハアラズ。」とある。

25 「三条教則批判建白書」には「政教ノ異ナル、固ヨリ混淆スベカラズ。政ハ人事也、形ヲ制スルノミ。而シテ我域ヲ局レル也。教ハ神為ナリ、心ヲ制ス。而万国ニ通ズル也。」とある。黙雷のいう政教分離について論じたものに、山口輝臣「島地黙雷―政教分離―」をもちいたした僧侶（山川出版社、二〇一三）がある。

28 『島地黙雷全集』第二卷。「今日仏者ノ急務ハ普通教育ヲ兼任スルニ在テ、仮令一寺住職タルモ日中定時ノ課業ヲ妨ゲザレバ、其前後ニ於テ葬祭ヲ執行シ、門徒ヲ教導スルガ如キ、敢テ遮セザル所ナルベシ。況ヤ住職ニ非ル無職ノ僧侶ガ之ヲ専任スルガ如キ、最モ適當ノ業務ト謂ベシ。」その他、普通教育に關する黙雷の主張に、明治十七年の「学務ノ急要ナルヲ論ズ」（『島地黙雷全集』第二卷）がある。

29 川村寛昭氏は島地黙雷の公教育論の展開は「護法教育論」の内容を形成している」と指摘、「神道を非宗教化することによって近代的な政教分離の原則に立つもの」とし「文部省管轄の教育機関で宗教的祭祀を制度として行なうことは全面的に否定」するものの、「彼の教育論の中では逆に仏僧自身が教育者となり、学校を設立する、所謂私立学校構想が立てられる」と説く。（『島地黙雷の教育思想研究』前出）。

30 島地黙雷は、山口県の仏教界の教導方針についても大きな影響力をもっていた可能性が指摘されている。宮崎宏視「教導職廃止以後の教化活動―山口県における神道教化の流れ（二）」「山口県神道史研究」五、山口県神道史研究会、一九九三。

31 「〇本会は漸次隆盛の域に進み門司市在賛助員大神貴文君及高津信臣君の兩氏は本会拡張に就て非常の熱誠を以てせられ、予定の会員を募集したる上は同市に支部を設立し統て九州本部を設け事業として女学校を建設せんと尽力中なり其れにつき幹事長宮本重胤氏も同市に出張したり」

32 「〇擴張委員渡辺武清氏本会々員西島千種氏も長門に於て盛に会員を募集せらるゝ、と同時に前項女学校設立に關し間接尽力中なり」（『女子道』第四号、明治四十年）

「婦人に高等の教育を施すの可否は、前世紀に於て確定せるの議論で、今はすでに其れが実行の期に入れる時代である、然るに近頃及んで再びこれが是非を論ぜんとする者がある頗る以て妙である、これは現時の高等教育を受けた者について其欠点多きに驚いたが為めに説をなすのであろうが、其れはすでに根本を誤っている、由来一般婦人の天職は、家庭を齎へ子女を教養するにあるので、これが天職を全ふせしむる為には高等の教育を施すと云ふ事は頗る必要な事なのである、所で現今の教育者、被教育者其教育の根本の主旨を誤り、其精神の修養をなすべき事を忘れ、徒に其末に走りて其学

アが、その学園文化のイメージ醸成に果たした役割は大きかった。」と指摘している。

5 婦人参政権に対する主張も、次にあげるように「天細女命」を模範とするなど、敬神主義による独特の解釈が展開されている。

「現代に於ては婦人の法律的地位、社会的地位あらゆる方面で社会的欠陥があります、これを理想の地位におこうとするには、どうしても婦人自からが立たなければなりません。ひそかに木蔭にたゞずんで泣いてばかり居ても決して現代社会の欠陥を補ひ得るものではありません。婦人自からオモカツ神となつて婦人参政権運動も起さねばなりません法律改正の運動をもなさねばなりません。私は特にこの「ウヅメノミコト」を推して現代日本婦人の模範人物たらしめたいと切に望んでゐます婦人が政治宗教経済あらゆる方面に「オモカツ神」となつて真の活動を開始する日が来て初めて行きつまつた現代に光明の輝きを生ずるを信するものであります。」(『女子道』改刊一三五号(通卷一九七)、大正十二年)

6 宮本重胤の婦人神職任用論については拙著『女性神職の近代—神祇儀礼・行政における祭祀者の研究』(ベリかん社、二〇〇九)で取り上げた。

7 御籤については、大野出『元三大師御籤本の研究—おみくじを読み解く』(思文閣出版、二〇〇九)、宮本重胤考案のおみくじをはじめ、神社御籤については、平野多恵「ハ予言文学としてのおみくじ」(小峯和明編『予言文学の世界—過去と未来を繋ぐ言説』、勉誠出版、アジア遊学一五九、二〇一二)、平野多恵「明治時代のおみくじにおける和歌表現」(『十文字学園女子大学短期大学部研究紀要四三、二〇一二』)を参照。

8 二所大明神と山田権前社が明治四十年合祀され、「二所山田神社」と改称されている。

9 「神様は…私に「神様の御道を説いて婦人を導いてやれ、助けてやれ、救つてやれ!」と、こう尊とい、重い使命を御授け下さつて、婦人道徳の紊乱其極に達した時を選んで、此豊葦原の中津国に生れしめられたものだと、確く確く信じて居るのであります、私は神様に御仕へ申して、神様の尊とい御教を宣伝すべき神職、其神職の家に産れ、神職として働くべく不足すらも其教育を施さされ、そして一面では又婦人其者を知るべき多くの機会に接し、婦人社会のために其力を致さる可からざるの境遇に立つた、私は此重い神

様の使命ある事を自覚した時：指か、なふれば十年の前、満天晴朗拭ふが如き秋の朝：直ちに門の小川に靉して、産土神社の広前にぬかづき、堅く、堅く、契い奉つた。」(私はス様信じます)『女子道』第三十七号、明治四十二年(大正五年)の『女子道』改刊第六十四号(通卷一二六号)の新年号には、東京本部、布哇本部、米国本部、山形本部、佐賀本部の他、約二十支部の名がみられる。

11 『女子道』改刊第五号(通卷六十七、明治四十五年)、「大日本敬神婦人会会員募集」記事による。

12 徳山時代の寛については、逸見久美『新版評伝与謝野寛明子 明治編』(八木書店、二〇〇七)参照。

13 平野多恵「ハ予言文学としてのおみくじ」(前出)。平野多恵「明治時代のおみくじにおける和歌表現」(前出)。

14 『女子道』改刊第三十八号(通卷一〇〇)には、「本誌発行資金として御寄贈御厚志奉謝上候」として謝告欄に「一金壹円 赤松照幡氏」とある。この他、大正二年の大日本敬神婦人会創立記念事業「防長婦女銘鑑」出版にあたって、その賛成者として「徳山女学校長 赤松照幡氏」の記載(『女子道』改刊第二十二号(通卷八四)があり、照幡と重胤とのつながりが確認できる。

15 浄土真宗本願寺派竹園山徳応寺『寺史』徳応寺、一九九二。

16 『女学雑誌』における「女学」については、拙著『昭憲皇太后からたる近代』(ベリかん社、二〇一四)、拙稿「昭憲皇太后と「女学」をめぐる明治の女性たち—「女学雑誌」を中心に」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十一号、二〇一四)でとりあげた。

17 赤松連城は金沢に生まれ、藩校明倫館に学び富山の願称寺で得度、十六歳の時咸宜園で広瀬青邨に儒学を学んだ。二十三歳の時、徳応寺に養子として入寺する。(徳応寺『寺史』前出)。

18 川村覚昭「島地黙雷の教育思想研究—明治維新と異文化理解」法蔵館、二〇〇四。

19 川村覚昭「島地黙雷の教育思想研究」(前出)。川村氏は、島地黙雷と、木戸とは同郷の故に旧知の間柄で、そのことが同行の内約を可能にしたものと考えられると指摘している。『航西日策』によると黙雷らは、イギリスで木戸と再会しているという。

ようになる。

こうした彼の宗教観から考えるならば、重胤にとつての御籤発行を、単に『女子道』の発行や活動資金源としてのみ捉えることは妥当とは思われない。大正時代になると、誌面には重胤の考案した神道訓話の付された「御籤」と「自動御籤箱」の広告(図3)が掲載されるようになる。重胤にとつての「御籤」とは、「占い」や「儀礼」というよりも、「神教御籤」というその名付けの通り、「教え」を伝達する手段であり、神道を宣伝する「絶好資料」<sup>34</sup>であった。つまり重胤にとつての機関誌『女子道』と「御籤」は、神道を全国に布教する同質のメディアであったといえよう。

重胤の女子教育をはじめとする女性啓発活動の背景には、仏教界に



図3. 『女子道』御籤広告 (大正14年)

おける女性への啓蒙活動、とりわけ同郡における先行する真宗寺院の住職赤松照幢とその妻赤松安子による近代女子教育の模範があった。さらに近代の宗教行政に大きく関与した長州出身の真宗僧侶、島地黙雷の存在も大きく関係していたと考えられる。すなわち、重胤の活動は、仏教界への対抗心に基づいた山口県神職たちの活発な教化活動という土壌から生まれたものであった。宮本重胤の活動は、同郷の黙雷らによって提言された「神道非宗教論」に対する宗教者としての挑戦ともいえよう。

注 1 「女学」という言葉の意味について、巖本善治は社説「女学の解」のなかで「その意義を最と簡短に述べれば、女学は、則ち、「婦女子に関する一科の学問」と云へると也。之を言ひ換ゆれば、其の心身に付いて、其過去に付て、其将来に付て、其の権利、地位に付て、及び其の現今に必要な雑多の事物に付て、凡そ女性に關係する凡百の道理を研窮する所の学問なり。」(『女学雑誌』第一一〇号、明治二十一年)と述べ、単に女子の学問(教育)を指す言葉ではなく、女性に関する一つの学問であると定義している。「女学雑誌」における「女学」思想について論じた研究に、井上輝子「女学」思想の形成と転回—女学雑誌社の思想的研究」(『東京大学新聞研究所紀要』一七、一九六八)がある。

2 「複製版 女学雑誌」臨川書店、一九六六年。(以下同)

3 宮本重胤のこうした活動を取り上げた研究に、棚橋久美子「明治期神職の女性啓発活動—山口県宮本重胤の場合—」相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会—近世近代の中国地方』(清文堂、二〇〇七)がある。

4 岡田章子氏は『女学雑誌』と欧化—キリスト教知識人と女学生のメディア空間—(森話社、二〇一三)で、キリスト教女子教育とメディアの相関関係について「日本の婦人雑誌の定着にはキリスト教女子教育との結びつきが不可欠であったし、また、種々のキリスト教学校においても雑誌というメディア

の愚を笑はざるものあらんや○されど盲目千人〓一犬虚を吠えて万犬これに従ふ今や天下の大勢は殆んど動かすべからざるものあり、これに従ふの神官神職徒に俸給の奴となりて国民と交渉なく外形の美をのみ銜ひて高く自ら居る、為めに形式のそれは備はりたりと雖も国民の信仰は日に益々薄く唯一片の儀式的堂宇となり果てんとす豈悲むべき事ならずとせんや」

〔『女子道』改刊第六号（通巻六十八号）、明治四十五年）

神社が宗教的な側面を無くすことで、重胤は人々の信仰が薄くなることへの危機感を抱いていたことがこうした記事にみてとれよう。明治初期に島地黙雷らが提唱した「神道非宗教論」は、神社における宗教活動を抑制することに繋がっており、これに対する重胤の危機感は、次第に「宗教としての神道」の模索へとつながっていく。大正時代になると、重胤は敬神婦人会の姉妹組織として、新に天御中主神を中心とした「天祖教」を設立することを提唱している。

〔○天祖教と婦人教師（中略）

此度私共同人相謀り靈光先生の訓戒三条を教憲として、天祖教を設立し敬神婦人会の姉妹団となり相提携して広く純神道普及に尽力致度着々其歩を進め居候、然る所現時神社と宗教とは法律上区分あり、従て神職は教派的の神道に關係為し難き事情有之候、然れ共神社に対する国民思想より信仰の分子を除かば、唯形式的礼拝と相成頗る神社の将来憂慮に耐えず候、私共は神職夫人諸姉が本教の師となり、神職は倫理的に、夫人は宗教的に、表裏心呼して神社崇敬観念扶植に尽力なさる、様本教の教師たられん事を望み候、又婦人と神道教師とは歴史上深き關係あり

婦人会員諸姉中の人も亦来つて姉妹団たる天祖教の為めに御尽力あらん事を切に御願申候」

〔『女子道』改刊第六十一号（通巻百二十三号）、大正五年）

明治十五年（一八八二）の神官教導職廃止後、宗教活動から切り離されていた神社神職に対し、重胤はこのように神職界の女性たちが宗教的に尽力すべきと主張する。

その活動にあたっては訓戒三条あるいは大道三要旨として「おきよめ」「おやくめ」「おすがり」の三項を掲げており、こうした方法は、まさに「教導職」によって国民教化運動を展開する際に掲げられていた「三条教則」を彷彿させるものである。重胤の宗教としての「教え」の重視、すなわち布教への志向がここに窺われよう。

## 六、『女子道』出版と「御籤」発行の背景

宮本重胤は宗教と切り離れた神社において僧侶や牧師の妻の例をあげつつ、「神職夫人が宗教的」に敬神主義の鼓吹に力を尽くすべきであると説く。このように重胤の主張は、一貫して女性の啓蒙を掲げつつ、随所に他宗教、とりわけ仏教界への意識が強く感じられるのである。

信仰を第一と考えていた宮本重胤は、神職は教えを宣伝する立場にあると考えており（注9参照）、「神道非宗教論」に起因する危機感、彼の活動の源泉であったと思われる。重胤の思想は、大正、昭和と時代がくだるにつれて宗教的な色彩が濃くなり、霊への志向が強くなる。大正時代の「天祖教」に続き昭和四年（一九二九）には「靈光教世界神化団」を設立、『女子道』の姉妹誌として『靈魂研究』を発行する

このように明治四十年代に山口県神職会主催で開催された神職講習会は、神職と小学校教員の養成にも対応するものであった。明治三十五年（一九〇二）には神職試験の受験資格が二十歳以上の男子と限定されていたにもかかわらず、男女を問わずこの講習会への入会を認めていたことは、県内神職たちの女子教育に対する意識の表れともいえるだろう。

## 五、宮本重胤の活動の展開と宗教意識

重胤が一貫して主張する「婦人神職任用論」は、『女子道』にみられる論説のうち、女性の啓発に関わる問題と、神職に関する時事問題という二つの彼の問題意識がクロスする延長線上にある。次に挙げるように寺の住職をつとめる「尼僧」との比較から「女性神職任用論」が述べられる記事もみられ、重胤の仏教に対する意識が窺われる。

「日本の尼、一寺の住職をして居る尼さんの数が九百六十式名で、曹洞宗の式百六十一、浄土宗の三百五十八、臨済の百六十六、真言の廿四、外四宗合して三十六、それにつけても婦人神職任用論が主張したい。」

（『女子道』改刊第三十九号（通巻一〇一号）、大正四年）

一方、神職の妻に対する提言の記事にもその意識がみられる。

〔○神職の妻（中略）〕

神職の妻が、敬神主義の鼓吹に力を致すといふ事は其夫に対する義務から云つても然る可き事で又これを鼓吹するに他に求む

可からざる適当な位置に有るのである○然るにひるがへつて神職夫人の現状を視るに真に云ふに忍びざるものがある余は茲に其多くを記す勇氣がない○神職夫人諸姉目を開いて僧侶や牧師の妻のなす所を見られよ、諸姉は彼れ等に対してはづるところはあらざるか（未完）

（『女子道』第十四号、明治四十年）

重胤はこのように僧侶や牧師の妻と比較しつつ、神職の妻が「敬神主義」を鼓吹すべき立場にあると主張する。実際、重胤の活動においても妻宮本藤子の果たす役割は大きかった。藤子は大日本敬神婦人会では「幹事」として、実際に講話などを担当しており、『女子道』の発行兼編輯者でもあった。まさにこの記事の主張にみられるように「神職の妻」としての役割を果たしていたことになる。

重胤が常に仏教への意識をもちつつ、このように敬神主義の鼓吹を神職の妻に提言する背景には、当時神社あるいは神道がおかれていた宗教的事情があった。「神社と宗教」と題された次のような論説がある。

「○神社が宗教なるも宗教ならざるも敢て吾人は争ふの要なし政府は今や一般宗教と区別して、神社局を特設し神官神職を官吏として直接これが任免をなす、これ日本独特の国風にして、太古以来の国法なり、敢て宗教非宗教を云ふの要あらんや○然るを一部の痴者あり、宗教の名を冠せらるゝを嫌ひ自ら「神社本来の性質」なる定規を作つてこれを律し宗教に類似する凡ての儀式、精神を滅却し銅像的記念殿堂たらしめんとするの徒輩あり、例へばそれ鯨の魚に伍せらるゝを憂ひて其鱗を切り尾を断ちて以て自ら誇ると一般其特質を除いて生命を奪ふもの誰か其

校設立の記事はこの後『女子道』ではみられなくなるものの、記事の中には、女性の高等教育論<sup>32</sup>をはじめ、重胤が近隣の女学校をめぐって評論する「女学校めぐり」の連載があるほか、女性に向けた技芸講習会が開催されており、『女子道』の記事から重胤の女子教育をめぐる活動が窺われる。

その一方で、女学校の教育が実践とかけ離れていることを批判しており、重胤が志向する女子教育は、当初のような学校教育から、次第に女性一般にかかわる社会問題へとその関心が転向していったものと考えられる。

一社の枠を超えた、神職としては異端ともいえる重胤らの女性の啓蒙活動を、県内の神職たちはどのように受けとめていたのだろうか。会告として「大日本敬神婦人会」と題された次の記事に注目したい。

「明治三十四年十一月敬神婦人会の名称によつて本会を組織す、もと単に鹿野村の婦人をのみ指導するの目的なりしも全国未だ此主義による婦人団体のあるなく特に一部有識者の希望反き難き者あり即同三十六年大日本敬神婦人会と改称し広く全国に会員を募集し各地に支部を設けて、文書に講演に其主義の鼓吹に全力を尽す、四十二年山口県神職会は設立主唱者に対し左の感謝状を贈らる

感謝状

二所山田神社々司大日本敬神婦人会幹事長 宮本重胤氏  
同夫人同会幹事長 宮本藤子氏

本務の余暇を以て大日本敬神婦人会を組織し雑誌女子道を発行し多年斯道の為め尽瘁し其功績又尠ならず茲に本会は評議員会の決議により別紙目録の金員を贈り感謝の意を表す

山口県神職会長 落合光二郎

『女子道』第六十一号、明治四十四年

この記事から考えると、重胤の『女子道』発行および大日本敬神婦人会の活動は同県の神職会から一定の理解と評価を得ていたといえよう。同誌には、神職界の記事として県内の神職会に関するものも多くみられ、重胤の活動と山口県神職会との関係も留意すべきであろう。明治三十六年（一九〇三）には、県内の神職が女学校設立に関わる事例がみられ、この頃になると重胤のみならず、神職たちの女子教育に対する活動が行われていたことがわかる<sup>33</sup>。

『女子道』の広告記事にも、普通教育に関して次のようなものがみられる。

「夏季講習会

八月十二日ヨリ同月二十五日マデ山口國學院ニ於テ開催

講師 京都帝國大學講師池邊義象君 及ビ本県師範學校教諭國學院教授等

目的 國体ノ真髓ヲ開明シ及ビ神職并小學校教員受験準備ニ資セシム

会員 男女ヲ問ハズ入会スルコトヲ得

(中略)

詳細ハ本月発行ノ防長教育本会広告又県内神職ニ規則書配付シ置クベクニ付就キテ承知セラレタシ 山口町 山口県神職会

（『女子道』第三十四号、明治四十二年）

目なき有様なり。」

〔女学校設立の急務〕<sup>22</sup>、明治三十五年

黙雷は、赤松安子の白蓮女学校、自らの女子文芸学舎などの女学校を挙げ、仏教主義の女学校が極めて少数であることを指摘、その状況を「面目なき有様」と評する。

「況んや爾後数年間、彼れ外教者が各地に増設せし者は甚だ多数にて、我が仏教者間に於ては、其の創立を見る極めて小数なり。今の勢を以て比較せば、女子教育の大部分は皆外教者の手に帰し、数年を出でずして、全国婦人の多数は皆外教薫陶の下に成り立したる女子を以て、人の妻とし母とするに至るや療々見つべし。豈高臥長眠に堪ふべけんや。」

〔女学校設立の急務〕

島地黙雷の女子教育論は、いわゆる良妻賢母論に基づいたものであるが<sup>23</sup>、この資料からとりわけ「外教」―すなわちキリスト教教育に対する危機意識から発するものであったことがわかる。

明治政府は、神儒仏合同で国民教化を実施するため、明治五年（一八七二）三月「教部省」を設置、教化の柱である「三条教則」<sup>24</sup>を教導する教師「教導職」を育成する機関として「大教院」を設立している。この教部省の設置は、キリスト教対策の意図に基づく、島地黙雷の建言によるものとされているが、黙雷の渡欧中に設立された教部省は彼の意に反し、神道重視に傾いていた。明治六年（一八七三）、「大教院分離建白書」を提出して黙雷はこれを批判、同年真宗が大教院から分離し、明治八年（一八七五）には大教院が解体する。さらに明治

十五年（一八八二）には、神職と教導職の兼務が禁止され、明治十七年（一八八四）には教導職自体も廃止された。このように明治初期の一連の宗教行政において、島地黙雷は重要な影響を与えた人物であった<sup>25</sup>。

明治五年（一八七二）の黙雷による「三条教則批判建白書」には、政教一致の立場にある「三条教則」を批判し、彼が欧州で学んできた近代的な宗教のありかた、すなわち「政教分離」に基づき、日本の神々の未開性、神道の宗教性の不備を指摘しつつ<sup>26</sup>、洋教の侵入を防ぐには、仏教徒以外にないことが説かれている。護法のために黙雷が取り入れた政教分離の思想<sup>27</sup>は、やがて神道や神社の宗教的要素を分離する「神社非宗教論」あるいは「神道非宗教論」へと展開していく。

黙雷は政教分離の立場から、祭政一致の指導理念に基づいた国民教化のような公教育に宗教が関わることを退けたが、一方で「僧侶ハ速ニ普通教育ニ従事スベシ」<sup>28</sup>として僧侶が普通教育を兼任すべきであることを主張している。まさに黙雷らの女子教育はこうした近代的な宗教思想のもとに行われたものであった<sup>29</sup>。

#### 四、山口県神職による女子教育の関わり

こうした徳応寺住職夫妻赤松照幢・安子の「女子教育」や「慈善」などの先駆的な活動をはじめ、島地黙雷ら仏教者の教育に関する言動は、県内の神職たちにも大きな影響を与えたと考えられる<sup>30</sup>。

創刊してまだ間もない『女子道』第四号（明治四十年）には、大日本敬神婦人会の福岡での支部設立にあたり、九州本部設立事業として女学校の建設が掲げられ、これに際して重胤が関わる記事<sup>31</sup>もみられる。当初は同会でも女学校の建設の動きがあったことがわかる。女学



先の『女学雑誌』の記事からは、赤松安子が中心となった女学校の教育内容が詳細に伝わってくる。明治二十一年（一八八八）徳応寺内では学校教育と共に、慈善博愛の道を講じることが目的とした「防長婦人相愛会」が設立され、明治二十四年（一八九一）からは慈善市（バザー）を開催、明治三十四年（一九〇一）には孤児等のための育児所を設置するなどの慈善活動を次々に実現し<sup>15</sup>、毎月雑誌を発行していた。安子らの女子教育や相愛会の慈善活動のありかたは、『女学雑誌』で当時さかんに記事にされていた女学校における女子教育や、東京婦人慈善会の活動など、中央の「女学」活動のありかたと重なるものがある<sup>16</sup>。

徳応寺の女学校は、安子の死去により大正五年（一九一六）閉校となるが、校友は一千人にも及んでおり、都農郡のみならず、県内草創期の代表的な女子教育機関の一つに位置付けられるものであろう。しかもそれが、寺院からおこった仏教主義に基づく女子教育の場であったことは注目される。

### 三、島地黙雷の宗教観と女子教育

こうした赤松安子の女子教育や慈善活動の背景には、父赤松連城の影響があつたことが考えられる。赤松連城（天保十二年〔一八四一〕〜大正八年〔一九一九〕）は本願寺の三傑の一人といわれるほどの人物で<sup>17</sup>、本山の命により明治五年（一八七二）欧州に派遣された五名の中の一人としてこの時英国に留学している。

本願寺派による人材の欧州派遣事業は、明治初年の仏教界の宗教的危機―すなわち、神仏分離政策の下での廃仏毀釈やキリスト教伝道―により、本山が西洋文化研究の必要性と、近代の新しい知識を身に付

けた人材養成の重要性を認識したことによるものという<sup>18</sup>。

この本願寺派による海外派遣者のなかには、同じ周防国の佐波郡徳地宰判升谷村（現、山口県周南市）にある専照寺に生まれた島地黙雷（天保九年〔一八三八〕〜明治四十四年〔一九一一〕）がいた。黙雷は「政教分離」「信教の自由」といった近代日本における国家と宗教とのありかたを提言した明治宗教史上、極めて重要な真宗の僧侶である。そもそもこの本願寺派による海外派遣については、岩倉使節団と同行する内約を使節団の副使で同じ長州出身の木戸孝允に得ており、長州藩閥の政治家たちとの密接なつながりが指摘されている<sup>19</sup>。赤松連城はこの島地黙雷と共に宗門教育の改革に取り組み、宗門の近代化に貢献した人物の一人に挙げられる。

彼らにとつてこの洋行は、欧州の宗教事情のみならず近代的な教育―とりわけ女子教育―の必要性を抱かせる大きなきっかけとなったことだろう。赤松連城の娘、安子の京都府女学校進学や、寺内での女学校創立も、連城の西洋体験による影響が考えられよう。実際、白蓮女学校創立直後の明治二十一年（一八八八）、黙雷自身もまた、妻八千代と共に女子教育のための学校機関として「女子文芸学舎」<sup>20</sup>（のちの千代田女学園）を設立し、女性教化のための「令女教会」<sup>21</sup>を開設している。

「数年前に於て、我が徒反省会友が、我が全国各地に設置せられたる女学校の数を総計したるに、其の無宗教主義なる者〇〇〇〇にして、外教主義なる者〇〇〇〇、其の仏教主義なる者は僅に五・三の小數なりし。即ち大坂の相愛女学校、徳山の白蓮女学校、東京なる余が女子文芸学舎、或は日蓮宗の某校、浄土宗の淑徳女学校等なりし。実に比較にも足らざる少數にして、殆んど面

白蓮女学校 同

山口女学校 山口

山口高等女学校 同

長門国

知新女学校」 (『女学雑誌』第一四二号、明治二十一年)

ここにみられる都濃郡の女学校「白蓮女学校」と「防長婦人相愛会」は、同郡の真宗の寺院、徳応寺内に設けられた組織である。しかもその活動は次に挙げるように『女学雑誌』に度々報道されており、当時かなり活発であった様子が窺われる。以下、長文であるが、この両組織について詳しく記された『女学雑誌』の記事を引用したい。

〔〇僧侶社会の女子教育

女は夜叉の如しとして軽蔑を極めたる僧侶社会に迄で婦人論の勢力の斯くも行ハれんとは大賀すべき極めにハあらずや本号の批評欄内にも少しく其趣きを述べ置いたるが今また反省会雑誌中の女況の部を見るに左の如き報道あり

(中略)

○徳山白蓮女学校 ハ周防国都濃郡徳山町にありて防長婦人相愛会の創設に係るものにて本年一月より大に生徒を募集し規模を宏大になすの目的なるが、右ハ兼て赤松照幢氏の令閨安子が英語以下諸礼唱歌等まで監督教授せられたる女子講習会と称せしものなり。同校には附属桑田数十町ありて生徒をして桑木の栽培養蚕紡績等を実習せしむと云ふ。唱歌ハ土岐善静氏作法の御山を合譜して用ひ、法話の節ハ同歌を講題として講演せらるゝ由なり。教場諸器械等も充分に整頓せりと

云ふ。防長婦人相愛会は事務所を同校々内に置けり。右ハ貴婦人の賛成を得て創立せるものなり。其仮規則第一条に曰く本会を防長婦人相愛会と称し慈善博愛の道を講じ兼て婦人の知識品位を進むるを以て目的とす。第九条に曰く毎月一回常集会を開き左の事を挙行す。一慈善、宗教、々育、衛生、家政、育児法等に関する演説、講義、講話及討論。第廿一条に曰く本会ハ毎月雑誌を發行して之を会員に分つ。第廿二条に曰く会員ハ金員又ハ裁縫、毛糸、編物其他の手芸品を義捐す。但し無名にて慈善函に投入す。

(『女学雑誌』第九十六号、明治二十一年)

赤松照幢氏の令閨安子とは、徳応寺住職赤松連城の長女、赤松安子(慶応元年〔一八六五〕〜大正二年〔一九一三〕)である。安子は明治十八年(一八八五)京都府女学校を卒業し、翌十九年京都願成寺の与謝野家から入寺した夫照幢と共に、同年徳応寺内に「徳山婦人講習会」を創立している。明治二十年(一八八七)設立された私立白蓮女学校(明治二十三年私立徳山女学校と改称)は、この婦人講習会が発展したものである。

照幢の弟には、後に、雑誌『明星』を發行する与謝野寛(鉄幹)がおり、寛は明治二十二年から約三年間この女学校の教師を勤めていた<sup>12)</sup>。

明星派の歌人<sup>13)</sup>でもあった重胤の「御籤」は、和歌が付された「和歌みくじ」であり、『女子道』にも定例的に和歌、俳句が掲載されている。『女子道』の誌面には、同誌発行資金の寄贈謝告欄等に赤松照幢の名がみられ<sup>14)</sup>、徳応寺の照幢と重胤との間には、女子教育のみならず和歌を通じた接点があった可能性も考えられよう。

しかし重胤は明治三十六年（一九〇三）に、同会を「大日本敬神婦人会」と改称し、全国レベルの活動へと展開していく。

その会則は、『女子道』に次のように掲げられている。

「○会則摘要（三十八年改正）

目的

○本会は敬神の本義を明にして日本婦人の智徳を啓発し其本分を全ふせしむるを以て目的とす

事業

○前条の目的を達するため先づ本部に於て左記数件を実行す

（一）毎月一回本部に於て講話会を開催する事

（二）随時本部に講師を招きて女子に適應せる學術技芸を伝習せしむる事

（三）随時金品を募集して窮民を救済する事

○本会は其の基礎強固なるに随ひ漸次左記数件を実行す

（一）各地に支部を設け講師を派遣して講演をなさしむる事

（二）機関雜誌及び有益の図書を発行する事

（三）女子教育機関を設くる事

（四）孤児養育をなす事

○本会は敬神の実挙ぐるため本部に於て毎月一回謝恩祭を執行し毎年一回同大祭を執行す

会員

○婦人は何人たりとも入会を許す会員を分て左の三種とす

（『女子道』第三号、明治四十年）

このように当時の会則には、女子教育と共に慈善に関する活動が挙げられており、その内容は創刊以来『女学雜誌』の中で展開されてきたいわゆる「女学」と称される活動とも重なり合う。神職である重胤がこうした敬神主義に基づいた女性の啓蒙活動を行うきっかけは、神の啓示によるものであったという<sup>9</sup>。

重胤は同会の幹事である妻、宮本藤子や講師らと共に、広く全国に会員を募集し、ハワイなど海外にまでその範囲を広げ、各地に支部を設け活動を行っている<sup>10</sup>。明治四十五年（一九一二）の会員募集の記事には、会員が十名以上ある地に支部を設け、産土神社などに集り、祭典と講演を行うとある<sup>11</sup>。しかしその活動資金調達をめぐっては、困窮を極めたことが度々記事にみられ、同時期から重胤が「御籤」を考案・発行していることもあり、御籤発行はこれまで『女子道』の発行と活動の資金源のためと考えられてきた。活動の拠点を山口の神社に置く重胤は、こうした状況の下、なぜ一社の神職としての枠をはるかに超えた活動を目指したのだろうか。

## 二、山口県における女子教育と仏教

『女学雜誌』には、全国の「女学」と称して女学校、婦人慈善会等についての一覧記事がみられる。まずは、『女学雜誌』から明治期の山口県における記事をたどってみよう。明治二十一年当時の「全国女学一覧」には、周防国のうち宮本重胤の社と同じ都濃郡に二つの組織がみられる。

「周防国

防長婦人相愛会 都濃郡



図1. 『女子道』第37号 (明治42年)

四二)まで、月一回、四三三号まで発行された機関誌『女子道』(図1)というメディアを中心に置き、その活動を展開していく。設立当初の計画に挙げられていた「女子教育機関」の設置には至らなかったものの、宮本重胤は「神社主義」「敬神主義」を掲げ、女子教育のみならず、女性の啓蒙を目的に婦人参政権<sup>5</sup>、婦人職業論、婦人神職任用論<sup>6</sup>等の諸問題を全国的なレベルで発信していく。女性一般の問題について「冷々」と評された明治時代の神道界にあって、それはまさに異端ともいえるべき活動であった。

一方で、重胤はこの『女子道』と並行し、独自に「御籤」<sup>7</sup>を考案・発行しており、神社の御籤と同誌とのつながりもまた注目される点である。



図2. 二所山田神社 (山口県周南市)

本稿では二所山田神社所蔵の『女子道』の記事を中心に、教育と宗教—とりわけ女子教育と仏教、神道との関わりという観点から『女子道』発行の背景を考えたい。

### 一、宮本重胤と『女子道』

機関誌『女子道』の発行母体「大日本敬神婦人会」は、もともと周防国、山口県周南市都濃郡鹿野村(現、周南市大字鹿野)の二所山田神社<sup>8</sup>(図2)神職、宮本重胤(明治十四年(一八八二)〜昭和三十四年(一九九五))が氏子の女性たちを対象として教化するために、明治三十四年(一九〇二)に設けた一社の敬神婦人会に過ぎなかった。

# 機関誌『女子道』の発行をめぐる

——山口県における近代女子教育と宗教——

小平 美香

学習院女子大学非常勤講師

はじめに

明治十八年（一八八五）に発刊された近代初の本格的な女性雑誌『女学雑誌』は、明治三十七年（一九〇四）二月まで、五二六号、計五四八冊刊行されたキリスト教主義に基づく雑誌である。後に明治女学校の校長に就任する巖本善治によって女子教育をはじめとする女性一般にかかわる問題が、キリスト教思想を基盤に「女学」論として展開される一方、同誌では宗教界における女学の現状を伝える記事が散見する。

明治二十一年の『女学雑誌』には、「仏教界」と「神道界」における「女学」について述べた次のような記事がある。

## 「○仏教及び神道

吾人は世界の道徳の進捗せんことを熱望し、之が為に宗教の速かに隆盛とならんことを熱望し、又之が為に宗教中の尤も高尚有力なる基督教の隆盛とならんことを熱望す。然れども之がために仏教神道を見る吾人が眼こは決して冷淡ならず、啻に冷淡ならざる耳ならず、凡ての無宗教者無道德教育家に対しては、吾人は如此き神仏耶三教の人と共に協力伝道せんことを望み、併せて社会の害毒に対しては三教共に合同熱勉せんことを欲

す。於此乎吾人は仏教界運動の近来に活発なるを大賀して、而して神道界の極めて冷々たるを懐歎せざるを得ず。

## ○仏教界の運動

其の主なるものを挙げれば、女学に対しては、

清揚女学校 親和女学校 白蓮女学校 関西女学校 相愛女学校 高陽女学校

綜芸種智院 愛知女学校 積徳女学校 女子文芸学舎

の十一女学校と

婦人教会雑誌 婦人教育雑誌

との二女流雑誌あり。」

（『女学雑誌』<sup>2</sup> 第一四一号、明治二十一年）

「仏教界の運動」と称し、同誌では仏教に基づいた女学校と女流雑誌を挙げ、仏教界の活発な状況に対し、神道界の「女学」に対する「極めて冷々」たる状況を鋭く指摘している。

こうしたなか、明治三十年代から山口県の神職・宮本重胤によって展開された女性の教育や啓蒙を目的とした活動は、近代の神社界におけるいわば「女学」の嚆矢として位置付けられる活動であろう<sup>3</sup>。巖本善治が『女学雑誌』という「メディア」と「明治女学校」というキリスト教に基づく実践的な教育の場を連動させて活動していたように<sup>4</sup>、宮本重胤も、明治三十九年（一九〇六）から昭和十七年（一九